

令和5年1月4日(水)～  
対象要件拡大、申請受付期間延長！

大和市原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金事業

＜大和市×大和商工会議所＞  
経営相談付き給付金  
申請要領

新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が続く中、原油価格・物価高騰の影響を受ける市内事業者の経営安定を幅広く支援することを目的に、「給付金」の支給と「中小企業診断士による経営相談窓口（無料）」の2つの支援を行います。

＜大和市×大和商工会議所＞  
経営相談付き給付金事務局  
☎ 0120-560-564(直通)

- ・「法人登記が市外の法人」、「市外在住の個人事業主」も市内に事業所がある場合、支給対象になりました
- ・1事業所ごとでも支給されるようになりました

# 1. 給付金

## 【対象者】以下の全てに該当すること

### <個人事業主>

- ・本申請時点において、本市に事業所(事務所、営業所、店舗、工場等)を有し、その事業所で1年以上同一の事業を継続している中小企業者※P5参照であり、税務署に開業届出書を提出済み又は確定申告で事業所得を申告していること
- ・副業(兼業)ではなく、継続的に営利目的で営み、自らの生計を立てるための主たる職業として商工業を営んでいる
- ・申請必要書類である誓約書の誓約内容に虚偽がないこと
- ・市県民税等、納付期限が到来している税金に滞納がないこと

### <法人>

- ・本申請時点において、本市に事業所を有し、その事業所で1年以上同一の事業を継続している中小企業者
- ・必要書類である誓約書の誓約内容に虚偽がないこと
- ・法人住民税等、納付期限が到来している税金に滞納がないこと

## 【給付金額】

大和市内の1事業所につき一律10万円(1回限り)、原油価格高騰の影響を受けている道路運送事業者等は、その事業所で合計10万円以上の損失を受けている場合、一律10万円上乗せ支給(1回限り)

※複数事業所がある場合、市内の全事業所の合算額のみでの申請(10万円)も可能です。

既に本給付金を申請済みの場合、その申請で既に支給が決定されている、又は今後決定する場合は、本給付金の要件を満たした市内事業所の数から1事業所分(10万円又は20万円)を除いた額が支給されます。

※複数の事業所があるが、1事業所のみ要件を満たしている場合は、新たに本給付金は支給されません。

例) A社は市内で飲食店を5事業所営んでいる。A社全体の売上高の減少により、期間中10万円以上の損失を受けていたため、令和4年11月に本給付金を申請済みであり、12月に支給された。令和5年1月から事業所ごとの申請が可能になったため、市内5事業所のうち、期間中10万円以上の損失を受けていた3事業所(2事業所は10万円の損失は出ていない)について、改めて本給付金の申請を行った。

⇒申請のあった3事業所は審査により、要件を満たしていることが確認された。この場合、既にA社には1事業所分の給付金が支給されていることから残りの2事業所分が支給対象となります。なお、既に支給されているため、改めて支給されない1事業所分については前述の理由により不支給の決定を行った旨の支給(不支給)決定通知書を送付します。

要件を満たした1事業所あたり10万円×3事業所－1事業所分10万円(既支給分)  
＝20万円(今回支給分)

よって、改めて事業所ごとに本給付金を申請する場合は必ず10万円以上の損失を受けている全ての市内事業所分の申請を行うようご注意ください。

## 【対象要件】

「基準期間」令和4年4～9月 「比較期間」令和元～3年いずれかの年の同期間  
(※令和元年は平成31年4月を含む)

### (1) 売上高

比較期間の売上高 - 基準期間の売上高 = 10万円以上減少(△)

### (2) 売上総利益又は営業利益

比較期間の売上総利益 - 基準期間の売上総利益 = 10万円以上減少(△)

又は 比較期間の営業利益 - 基準期間の営業利益 = 10万円以上減少(△)

### (3) 仕入原価+販売費・一般管理費(合計額)

基準期間の(仕入原価+販売費・一般管理費) - 比較期間の(仕入原価+販売費・一般管理費)  
= 10万円以上増加(↑)

### (4) 事業用途で支払った指定品目の料金

「指定品目」:ガソリン料金、電気料金、ガス料金、その他燃料の料金(2つ以上の合算比較可)  
基準期間の指定品目料金 - 比較期間の指定品目料金 = 10万円以上増加(↑)

※上乗せ支給対象者は道路運送事業等のみで(1)～(4)いずれかの要件を満たしている必要があります。

※複数の事業を営んでおり、そのうちの1つの事業が道路運送事業等である場合、複数の事業合計で(1)～(4)のいずれかを満たしていない場合でも、その事業のみで(1)～(4)いずれかの要件を満たしていれば本給付金の支給対象になります(上乗せ支給の対象にもなります)。

## 【給付金申請方法】

・期間:令和4年10月3日(月)～令和5年3月10日(金)当日**必着**※延長しました

・宛先:〒242-0021 神奈川県大和市中央5-1-4 大和商工会議所内  
＜大和市×大和商工会議所＞経営相談付き給付金事務局 宛

☆新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での申請にご協力ください☆

※申請時に中小企業診断士による経営相談を受ける方に限り、直接持参可能。

持参での申請先:大和商工会議所3階第5会議室(大和駅南口徒歩3分)

商工会議所  
アクセスマップ



## 【給付までの流れ】

- ① 申請書類の審査を行い、不備や支給要件を満たさない場合、内容の確認、不足書類の追加提出をいただくことがあります(その際の郵送費等は申請者負担になります)。  
※申請内容は市と事務局が相互に情報の共有を行い提出書類は返却しません。  
※給付金の申請情報をもとにお電話等で市又は事務局から経営相談窓口についてのご案内を行うことがあります点、予めご了承ください。
- ② 審査の結果は、市から「支給(不支給)決定通知書」でお知らせします。
- ③ 給付決定後、原則約1カ月を目途に申請時に指定のあった口座に給付金を振込みます。  
※申請状況により、給付金振込までに時間を有する場合があります。

**【申請必要書類】※1事業所ごとに申請が必要です**

**※申請必要書類は市の書式以外も含め、全てA4サイズでご提出ください**

| 個人事業主  | 法人  |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 申請書<書式>   | <input type="checkbox"/> 申請書<書式>  |
| <input type="checkbox"/> 誓約書<書式>   | <input type="checkbox"/> 誓約書<書式>  |
| <input type="checkbox"/> 請求書<書式>   | <input type="checkbox"/> 請求書<書式>  |
| <input type="checkbox"/> 損失額確認表<書式>  | <input type="checkbox"/> 損失額確認表<書式>   |
| <input type="checkbox"/> 事業所別損失額確認表<任意書式>  | <input type="checkbox"/> 事業所別損失額確認表<任意書式>   |
| <input type="checkbox"/> 申請する事業所で事業を1年以上継続して行っていることが確認できる書類<br>(例) 賃貸借契約書、不動産登記簿謄本等  | <input type="checkbox"/> 申請する事業所で事業を1年以上継続して行っていることが確認できる書類<br>(例) 賃貸借契約書、不動産登記簿謄本等   |
| <input type="checkbox"/> 申請する事業所のみでの基準期間及び比較期間の売上高、売上総利益、営業利益、売上原価+販売費・一般管理費、事業用途で支払った指定品目の料金が確認できる書類<br>(例) 所得税青色申告決算書、売上元帳、総勘定元帳、帳簿、領収書写し等<br>※請求書や明細書は実際に支払った経費等を確認できる書類ではありません<br>※基準期間(令和4年)で確認書類のない額は、損失額確認表に正しい額を記入 | <input type="checkbox"/> 申請する事業所のみでの基準期間及び比較期間の売上高、売上総利益、営業利益、売上原価+販売費・一般管理費、事業用途で支払った指定品目の料金が確認できる書類<br>(例) 法人事業概況説明書、売上元帳、総勘定元帳、帳簿、領収書写し等<br>※請求書や明細書は実際に支払った経費等を確認できる書類ではありません<br>※基準期間(令和4年)で確認書類のない額は、損失額確認表に正しい額を記入 |
| <input type="checkbox"/> 直近2年分(令和2年・令和3年)の確定申告書(第一表のみ)<br>※何れも税務署の受領日及び受付日時の記載があるもの。記載のない場合、確定申告書控え、納税証明書その2(事業所得金額の記載のあるもの)写しをご提出ください   | <input type="checkbox"/> 直近2年分(令和2年・令和3年)の確定申告書(別表のみ)<br>※何れも税務署の受領日及び受付日時の記載があるもの。記載のない場合、確定申告書控え、納税証明書その2(事業所得金額の記載のあるもの)写しをご提出ください   |
| [青色申告の場合]<br><input type="checkbox"/> 所得税青色申告決算書(一般用又は不動産所得用)写し(1ページ目+2ページ目)<br>[白色申告の場合]<br><input type="checkbox"/> 収支内訳書(一般用又は不動産所得用)写し(1ページ目+2ページ目)<br>※何れも税務署の受領日及び受付日時の記載があるもの                                       | <input type="checkbox"/> 直近2期分の法人事業概況説明書写し(1ページ目+2ページ目)<br>※何れも税務署の受領日及び受付日時の記載があるもの  |
| <input type="checkbox"/> 開業届出書写し<br>※受領日の押印があるもの<br>※開業届出書写しを紛失している場合、提出された直近の確定申告書において、事業所得を申告している場合に限り、開業届出書の提出に代わるものとして   | <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書(写し可)<br>※申請日から3カ月以内に発行されたもの  |
| [原油価格の高騰により影響を受けている道路運送事業者等のみ]<br><input type="checkbox"/> 当該事業を行う許認可を証明する書類写し<br><input type="checkbox"/> 当該事業のみの基準期間及び比較期間の売上高、売上総利益、営業利益、売上原価+販売費・一般管理費、事業用途で支払った指定品目の料金が確認できる書類  | [原油価格の高騰により影響を受けている道路運送事業者等のみ]<br><input type="checkbox"/> 当該事業を行う許認可を証明する書類写し<br><input type="checkbox"/> 当該事業のみの基準期間及び比較期間の売上高、売上総利益、営業利益、売上原価+販売費・一般管理費、事業用途で支払った指定品目の料金が確認できる書類                                       |
| <input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳の見開き1ページ目と2ページ目の写し<br>※当座預金は当座勘定照合表等をご提出ください  | <input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳の見開き1ページ目と2ページ目の写し<br>※当座預金は当座勘定照合表等をご提出ください   |

◆その他必要に応じて市又は事務局が求める書類

◆書式は右の QR コードからダウンロードできます。

ダウンロードはこちら⇒



## 【用語の定義】

### ■ 事業所とは

事業所とは、営利・非営利問わず、事業活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えている店舗・飲食店、事務所・営業所、工場・作業所・鉱業所、学校、保育施設、医療施設、介護施設、その他福祉施設、旅館、浴場等をいう。

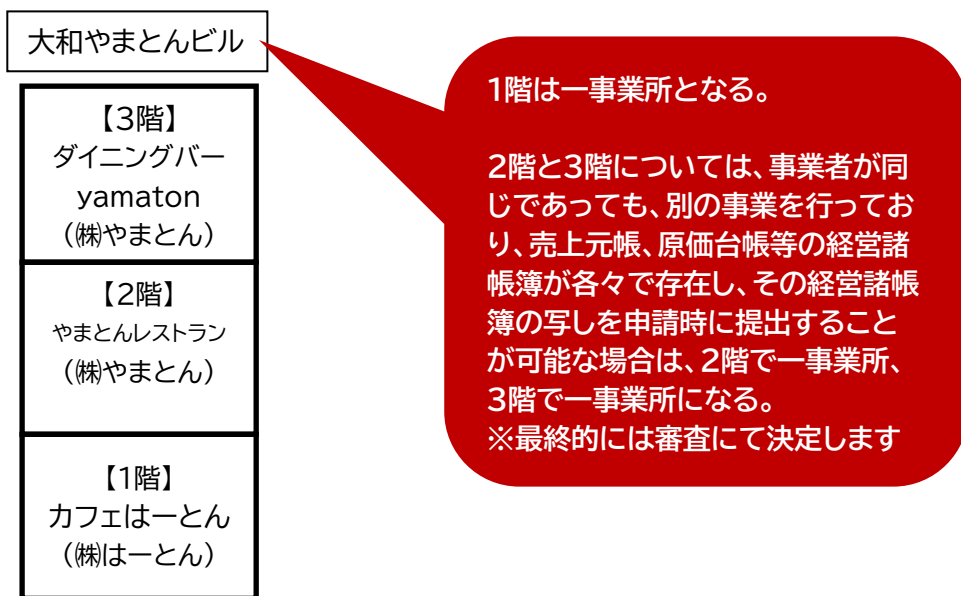
- (1) 事業活動が、単一の事業者のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること
- (2) 物の生産、サービスの提供が、従事者と設備を有して、継続的に行われていること

※一構内における経済活動が、単一の事業者によるものであれば原則として一事業所とし、一構内であっても事業者が異なれば事業者ごとに別の区画としてそれぞれを別の事業所とする。

なお、一区画であるかどうか不明な場合は、売上台帳、貸金台帳等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とする。

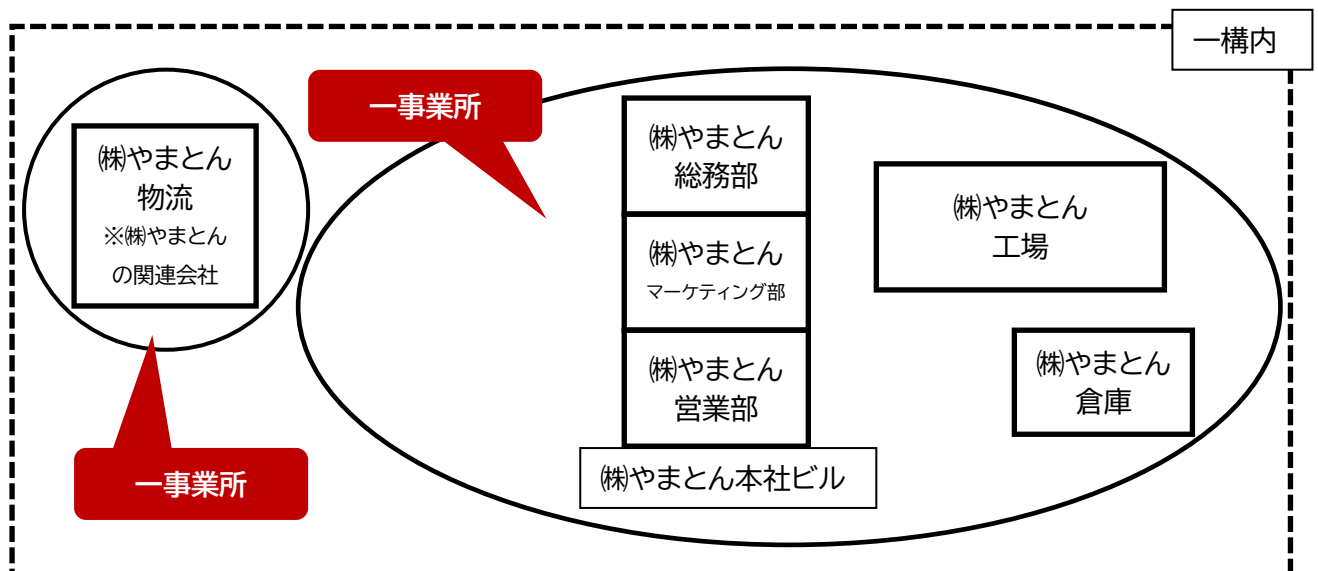
例1) 一構内に複数の事業者が入居

原則として、事業者によって区切られた範囲がそれぞれ一区画⇒それぞれが事業所  
※但し、同じ事業者が別の事業を行っているとは認められる場合、その限りではない。



例2) 一構内に複数の事業者が存在

事業者によって区切られた範囲が一区画⇒それぞれを一事業所とみなす



## ■ 中小企業者とは

原則として次のいずれかに該当する個人事業主又は法人であること。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円(ただし、卸売業を主たる事業とする者にあつては1億円、サービス業又は小売業を主たる事業とする者にあつては5千万円)以下であること
- (2) 常時使用する従業員の数が300人(ただし、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては100人、小売業を主たる事業とする者にあつては50人)以下であること

※個人事業主の場合は全事業所の合計従業員数、法人の場合は法人の全従業員数

ただし、上記であっても次に掲げるものを除く。

[ア] 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者以外の会社。以下同じ。)が所有しているもの

[イ] 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの

[ウ] 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの

## ■ 原油価格の高騰により影響を受けている道路運送事業者等とは

事業が日本標準産業分類大分類の「H 運輸業、郵便業」のうち以下の小分類に該当する事業者

- ・一般乗合旅客自動車運送業(431) 〈例〉乗合バス業
- ・一般乗用旅客自動車運送業(432) 〈例〉ハイヤー業、タクシー業、福祉タクシー業
- ・一般貸切旅客自動車運送業(433) 〈例〉貸切バス業
- ・その他の道路旅客運送業の一部(439) 〈例〉特定旅客自動車運送業、無償旅客自動車運送業
  - ◆人力車、自転車等、燃料を必要としない軽車両等によって旅客運送を行う事業は対象外
- ・一般貨物自動車運送業(441) 〈例〉一般貨物自動車運送業、特別積合せ貨物運送業
- ・特定貨物自動車運送業(442) 〈例〉特定貨物自動車運送業
- ・貨物軽自動車運送業(443) 〈例〉貨物軽自動車運送業
- ・集配利用運送業(444) 〈例〉集配利用運送業(第二種利用運送業)

## ■ 対象要件の考え方※1事業所ごとで算定(市内の全事業所合算額のみでも可)

### (1) 売上高の要件

比較期間の売上高 - 基準期間の売上高 = 10万円以上

例) 令和2年4月~9月:300万円-令和4年4月~9月:270万円=30万円⇒対象

例) 令和2年4月~9月:300万円-令和4年4月~9月:295万円=5万円⇒対象外

### (2) 売上総利益又は営業利益の要件

比較期間の売上総利益 - 基準期間の売上総利益 = 10万円以上

又は 比較期間の営業利益 - 基準期間の営業利益 = 10万円以上

例) 平成31年4月~令和元年9月:50万円-令和4年4月~9月:35万円=15万円⇒対象

例) 平成31年4月~令和元年9月:50万円-令和4年4月~9月:45万円=5万円⇒対象外

売上総利益とは

売上総利益 = 売上高 - 売上原価

営業利益とは

営業利益 = 売上総利益 - 販売費・一般管理費

### (3) 仕入原価+販売費・一般管理費(合計額)の要件

基準期間の(仕入原価+販売費・一般管理費) - 比較期間の(仕入原価+販売費・一般管理費) = 10万円以上

例) 令和4年4月~9月:100万円-令和2年4月~9月:85万円=15万円⇒対象

例) 令和4年4月~9月:50万円-令和3年4月~9月:45万円=5万円⇒対象外

#### 仕入原価及び販売費・一般管理費とは

《仕入原価》

- 商品や製品・サービスを生み出すために掛かる費用のうち、期間内に仕入れた原価(計上基準は問いません)

例) 原材料費、外注費、運送事業者の場合はガソリン代など

※ 製造業の場合、期間内に発生した製造原価⇒原材料費、製造に関わる人件費、経費、機械の燃料など含む

《販売費・一般管理費》

- 期間内に商品や製品・サービスの販売や会社や事業を管理するために掛かる費用のうち、期間内に掛かった費用(計上基準は問いません)

例) 光熱水費、人件費、車両費、旅費交通費、燃料費、修繕費、消耗品費、地代家賃、リース料、広告宣伝費など

### (4) 事業用途で支払った指定品目の料金の要件

「指定品目」:ガソリン料金、電気料金、ガス料金、その他燃料の料金

※ 指定品目は1つのみでも2つ以上の合算比較でも可

基準期間に事業用途で支払った指定品目の料金 - 比較期間に事業用途で支払った指定品目の料金 = 10万円以上

例) <ガソリン代>

令和4年4月~9月:30万円-令和2年4月~9月:20万円=10万円⇒対象

例) <電気料金とガス料金の合計>

令和4年4月~9月:10万円-令和3年4月~9月:8万円=2万円⇒対象外

## ■ 給付金の扱いについて

---

法人において、本給付金は課税対象(法人税)となります(益金に算入)。個人事業主において、本給付金は課税対象(所得税)になります(事業所得等に区分されるもの)。給付金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。

## 2. 中小企業診断士による経営相談窓口(無料)

本給付金の申請者は中小企業診断士による経営相談を無料で受けることができます。事業における様々な課題について、土日や夜間などを含めて中小企業診断士等が直接相談に応じる窓口を大和商工会議所内に常設して支援します。対話を通じて、相談者の経営課題を中小企業診断士が把握し、相談者と共有するプロセスを経て、事業継続に向けた経営改善策の提案をするなど、経営の安定的な継続に向けた伴走型の支援を行います。

本市は皆様の経営の長期的な安定のため、本事業による経営相談窓口をできる限り多くの市内事業者の方にご利用いただきたいと強く思っています。商売、事業を行う上で困っている些細なことから、経営や資金調達、事業計画・成長戦略策定支援、事業承継などまで、小さな悩みから大きな悩みまで、業種問わず対応可能です。是非この機会にお気軽にご利用ください。

なお、給付金の申請情報をもとにお電話等で市又は事務局から経営相談窓口についてのご案内を行うことがあります点、予めご了承ください。

期 間:令和4年10月3日(月)～令和5年3月31日(金)

※令和4年12月29日(木)～令和5年1月3日(火)除く

### 【注意】

給付金申請期間:令和4年10月3日(月)～令和5年3月10日(金)必着

(!) 経営相談窓口と給付金申請期間は異なりますのでご注意ください(!)

会 場:大和商工会議所3階第6会議室(大和駅南口徒歩3分)

費 用: **無料**

相談時間:1枠あたり1時間程度※相談回数に制限はありません

申込電話:0120-620-625

商工会議所  
アクセスマップ



予約なしでも相談可能ですが、相談枠に空きがない場合があるため、お電話での事前予約をお勧めします。

### ■ 中小企業診断士とは

中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家であり、経営コンサルティングに関する唯一の国家資格です。企業の成長戦略策定やその実行のためのアドバイスが主な業務ですが、中小企業と行政・金融機関等を繋ぐパイプ役、また、専門的知識を活用しての中小企業施策の適切な活用支援等幅広い支援を行っています。



### 3. 問い合わせ先

#### 【給付金について】

<大和市×大和商工会議所> 経営相談付き給付金 事務局

受付時間:9:00~17:00

土日祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)はお休みです

電 話:0120-560-564(直通)

所 在 地:〒242-0021 大和市中心5-1-4(大和商工会議所3階第5会議室)

※土日祝日は給付金についてのお問い合わせは受け付けられません。

#### 【経営相談について】

<大和市×大和商工会議所> 経営相談付き給付金 経営相談窓口

受付時間:9:00~20:00

年末年始(12月29日~1月3日)はお休みです

電 話:0120-620-625(直通)

所 在 地:〒242-0021 大和市中心5-1-4(大和商工会議所3階第6会議室)

#### 【本事業の趣旨等について】

大和市役所 産業活性課 企業活動サポート係

受付時間:平日8:30~17:00(12:00~13:00除く)

土日祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)はお休みです

電 話:046-260-5135(直通)

所 在 地:〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1(大和市役所1階)

※申請必要書類を市役所に提出することはできません。

※本事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。